

# 山梨県公報

第五百八十二号

令和七年

七月二十八日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始……………三九五

### 教育委員会

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………三九五

### 人事委員会

○山梨県職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則……………三九五

## 告示

### 山梨県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年八月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府精進湖線	甲府市中小河原町字一里山 一三二番二地先から 甲府市小瀬町字北屋敷三九五番二地先まで	二三・八	令和七年七月二十八日

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会告示第一号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、次のとおり告示する。

令和七年七月二十八日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
いじめ調査委員会	いじめ重大事態に係る調査・検証及び再発防止に資する対応策の審議及び報告に関する事務	四人以内	一 教育、心理、法律、福祉等に関する専門的な知識経験を有する者 二 調査・検証、審議する事項に関し必要な知識経験を有する者	令和七年九月一日から令和八年八月三十日まで	教育庁総務課教育企画室

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第二十号

山梨県職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和七年七月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 中島琢雄

山梨県職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を削る。

第十四条の見出し中「請求手続」を「請求、申出及び第三項変更の手続」に改め、同条第一項中「は、部分休業承認請求書」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第二項の規定による申出及び条例第二十条の五に規定する第三項変更(第三項において「第三項変更」という。)は、部分休業簿」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第三条第二項本文」に改め、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、育児休業法第十九条第二項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第三項変更をしなければ同条に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第三項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

**第二条** 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「条例第三条第二項の規定により割り振られた一日の勤務時間(条例第五条第一項の規定により当該勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振る場合におけるその割り振られた勤務時間を含む。)」が七時間四十五分である場合において、「を削り、同条第六項中「第六条第六項」を「第六条第六項第一号」に改める。

第八条の三中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十八条中「場合」の下に「その他これらに準ずる場合」を加える。

第二十九条の二第二項中「子育て時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間( )を削り、「規定による」の下に「同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「については、当該」を「の第一号子育て時間については、一日につき」に、「時間」を「時間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「子育て時間」を「第一号子育て時間」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十四条の二第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 条例第十四条の二第二項第一号に掲げる範囲内で請求する子育て時間(次項及

び第三項において「第一号子育て時間」という。)にあつては、育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない職員

二 条例第十四条の二第二項第二号に掲げる範囲内で請求する子育て時間(第四項及び第五項において「第二号子育て時間」という。)にあつては、育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない職員

第二十九条の二に次の二項を加える。

4 第二号子育て時間の単位は、一時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て時間の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

5 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある場合の第二号子育て時間については、条例第十四条の二第二項第二号イ又はロに定める時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内の時間とする。

第三十条の二第二項中「一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第三十条の三第二項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間( )を削り、「規定する特別休暇若しくは子育て時間」の下に「(条例第十四条の二第二項第一号に掲げる範囲内で請求するものに限る。)」を、「規定による」の下に「同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日については、当該二時間」を「の介護時間については、一日につき二時間」に、「時間」を「時間」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(子育て時間の申出等)

**第三十七条の二** 子育て時間の請求をしようとする職員は、条例第十四条の二第三項に規定する一年の期間ごとに、あらかじめ、同条第二項各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て時間を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

2 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこ

と、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことによりこの項の規定による変更をしなければ当該職員の中学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

3 第一項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て時間の請求をすることができる。

4 子育て時間の請求、第一項の規定による申出及び第二項の規定による変更は、書面等により行うものとする。

第三十八条の見出し及び同条第一項中「子育て時間、介護休暇」を「介護休暇」に改める。

第四十条第一項中「第三十七条第一項」の下に、「第三十七条の二第三項」を、「同項の」の下に「規定により介護休暇の」を加える。

第四十一条の二を次のように改める。  
(条例第十八条第二項の人事委員会規則で定める期間)

**第四十一条の二** 条例第十八条第二項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間とする。

第四十一条の三を削る。

第五十三条を第五十四条とし、第五十二条を第五十三条とする。

第五十一条第一項中「介護両立支援制度等」を「仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）」に改め、同条第二項中「属する年度」の下に「（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）」を加え、同条を第五十二条とする。

第五十条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

**第五十一条** 任命権者は、山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）第二十三条の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした会計年度任用職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第二号、次条第一項及び第五十三条において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

### 措置

三 山梨県職員の育児休業等に関する条例第二十三条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する会計年度任用職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

（山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正）

**第三条** 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第四項中「第七条第四項」を「第七条第四項第一号」に改める。

第七条の三中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十七条中「場合」の下に「その他これらに準ずる場合」を加える。

第二十八条の二第二項中「子育て時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（」を削り、「規定による」の下に「同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日については、当該」を「日の第一号子育て時間については、一日につき」に、「時間」を「時間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「子育て時間」を「第一号子育て時間」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十五条の二第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 条例第十五条の二第二項第一号に掲げる範囲内で請求する子育て時間（次項及び第三項において「第一号子育て時間」という。）にあつては、育児休業法第九十九条第一項の規定による同条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業の

承認を受けて勤務しない職員

二 条例第十五条の二第二項第二号に掲げる範囲内で請求する子育て時間（第四項及び第五項において「第二号子育て時間」という。）にあつては、育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない職員

第二十八条の二に次の二項を加える。

4 第二号子育て時間の単位は、一時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て時間の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

5 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある場合の第二号子育て時間については、一年につき条例第十五条の二第二項第二号イ又はロに定める時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内の時間とする。

第二十九条の二第二項中「一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第二十九条の三第二項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（      ）を削り、「規定する特別休暇若しくは子育て時間」の下に「（条例第十五条の二第二項第一号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）」を、「規定による」の下に「同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日については、当該」を「日の介護時間については、一日につき」に、「時間」を「時間」に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（子育て時間の申出等）

**第三十六条の二** 子育て時間の請求をしようとする職員は、条例第十五条の二第三項に規定する一年の期間ごとに、あらかじめ、同条第二項各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て時間を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

2 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことによりこの項の規定による変更をしなければ当該職員の

中学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると県教育委員会が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

3 第一項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て時間の請求をすることができる。

4 子育て時間の承認の請求、第一項の規定による申出及び第二項の規定による変更は、書面等により行うものとする。

第三十七条の見出し及び同条第一項中「子育て時間、介護休暇」を「介護休暇」に改める。

第三十九条第一項中「第三十六条第一項」の下に「、第三十六条の二第三項」を、「同項の」の下に「規定により介護休暇の」を加える。

第四十条の二を次のように改める。

（条例第十九条第二項の人事委員会規則で定める期間）

**第四十条の二** 条例第十九条第二項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が一歳十一月に達する日の翌々日から二歳十一月に達する日の翌日までの一年間とする。

第四十条の三を削る。

第五十二条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とする。

第五十条第一項中「介護両立支援制度等」を「仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）」に、「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条第二項中「属する年度」の下に「（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）」を加え、同条を第五十一条とする。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）

**第五十条** 県教育委員会は、山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）第二十三条の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした会計年度任用職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第二号、次条第一項及び第五十二条において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 山梨県職員の育児休業等に関する条例第二十三条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 県教育委員会は、三歳に満たない子を養育する会計年度任用職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 県教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第四条 通勤手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号口中「第十七条第一項第三号」の下に「及び第十七条の第二項」を加える。

第十七条の第二項第二号を次のように改める。

二 地方公務員法第五十五条の第二項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条の規定により育児休業をし、同法第十九条第一項に規定する部分休業（一日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により、職員派遣をされ、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

#### 附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第二条中山梨県職員の勤務

時間、休日及び休暇に関する規則第三条の第二項第二号の改正規定、同規則第八条の三の改正規定及び同規則第二十八条の改正規定、第三条中山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則第七条の三の改正規定及び同規則第二十七条の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 職員は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下この項及び次項において「新職員勤務時間規則」という。）第三十七条の第二項から第三項までの規定の例により、山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第三十八号）第二条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）第十四条の第二項各号のいずれの範囲内で子育て時間の請求をするかの申出をし、その範囲内（新職員勤務時間規則第三十七条の第二項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て時間の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第一項の規定による申出及び同条第二項の規定による変更並びに同条第三項の規定による請求とみなす。

3 任命権者は、施行日前においても、新職員勤務時間規則第五十一条第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 学校職員は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（以下この項及び次項において「新学校職員勤務時間規則」という。）第三十六条の第二項から第三項までの規定の例により、山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第三十八号）第三条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）第十五条の第二項各号のいずれの範囲内で子育て時間の請求をするかの申出をし、その範囲内（新学校職員勤務時間規則第三十六条の第二項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て時間の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第一項の規定による申出及び同条第二項の規定による変更並びに同条第三項の規定による請求とみなす。

5 県教育委員会は、施行日前においても、新学校職員勤務時間規則第五十条第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、

その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番